

令和 7 年度北海道新幹線啓発活動業務 提案説明書

1 業務の名称

令和 7 年度北海道新幹線啓発活動業務

2 趣旨

本説明書は、「令和 7 年度北海道新幹線啓発活動業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

北海道新幹線は、2016 年 3 月 26 日に新青森・新函館北斗間が開業し、新函館北斗・札幌間については、現在、建設工事が進められている。

一日も早い開業を実現するために、早期開業に向けた市民機運を醸成するとともに、札幌延伸・開業の効果を波及させるため、札幌市民や札幌市を訪れる観光客等に向けて、北海道新幹線の札幌延伸に伴う効果や利便性に加え、札幌市や北海道新幹線沿線地域の魅力等の情報を発信するほか、普段目にする機会が少ない新幹線建設工事の情報についても伝えていくことを目的とする。

4 業務の内容

(1) 北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の早期開業に向けた P R の実施

ア 北海道新幹線の認知度を向上させ、新函館北斗・札幌間の早期開業に向けた機運醸成に資する P R を実施すること。

イ 札幌市民及び札幌開業後に北海道新幹線を利用して札幌市にビジネス・観光等で訪れることが見込まれる人々を主な対象者とする。

ウ 札幌市内の新幹線沿線や建設工事現場周辺の特産品等について P R を実施すること。

エ 道内の北海道新幹線沿線地域の魅力の紹介など、P R を実施すること。なお、沿線地域の P R の実施については、札幌市が保有するパンフレット『北海道新幹線沿線 GUIDE ※』約 7,000 冊を最大限活用した効果的な取組を含めること。

※北海道新幹線沿線 GUIDE について

【概 要】北海道新幹線沿線地域の魅力やアクセス方法などを紹介する冊子

【作 成 者】北海道新幹線建設促進関係自治体連絡協議会（札幌市、小樽市、倶知安町、長万部町、八雲町、七飯町、函館市、北斗市、木古内町で構成）

【仕 様】A 5 版、カラー刷り、全 24 ページ

オ 上記イの対象者等に、北海道新幹線に乗車してもらい、乗車後にその魅力を広く伝える取組を実施すること。なお、乗車区間に東北新幹線を含めることを妨げない。

カ W e b や S N S を活用した P R を実施すること。ただし、本事業実施のための専用アカウント作成は行わないこと。

(2) 工事情報の発信

関係機関と連携して、主に市内で行われている工事情報を発信すること。

(3) 上記(1)または(2)の取組で使用する媒体の制作

上記(1)または必要に応じて(2)の取組で使用する媒体を制作すること。

仕様、活用方法等については、取組に効果的と思われる媒体を選択し、3種類以上制作すること。

なお、委託者が保有する啓発用デザインデータ（Adobe Illustrator 形式）については、媒体制作において使用を認めるほか、本業務の目的を達成する範囲での当該デザインデータの変更を認める。ただし、変更後のデザインは本業務の成果物として関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、データを含めて委託者に譲渡するものとする。

(4) 業務実施における留意事項

ア 上記(1)については、年間を通じて切れ目のないように実施すること。

イ 上記(1)または(2)については、合計年間 30 回以上実施すること。ただし、同会場での複数日実施や異なる会場等で行う同内容の取組は、実施した日数や会場ごとに回数計上することとし、ラジオなどの広報媒体を活用した取組実施に係る事前告知についても別途回数計上する。

ウ 上記(1)または(2)については、札幌市内及び札幌市近郊を中心に実施すること。ただし、北海道外を含むその他の地域での実施を妨げるものではない。

エ 上記(1)または(2)については、居住地や年齢層などの違いによる情報接触機会の違いなどに配慮し、幅広く PR できるよう、実施手法や場所等に配慮すること。

5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和 8 年 3 月 19 日（木）までとする。

6 業務提案の上限額

金 7,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

7 企画提案を求める事項

項 目	説 明	ページ数
(1) 業務の実施方針及びフロー	提案者の当該業務に対する考え方や取組方針等	A 4 版 1 ページまで
(2) 北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の早期札幌開業に向けた P R	P R の具体的な内容、実施方法及び当該取組の実施効果の測定方法及び指標等	A 4 版 4 ページまで
(3) 工事情報の発信	北海道新幹線の工事情報の発信方法等	
(4) P R にて使用する媒体の制作	(2) または (3) で使用する媒体の作成に係る具体的内容	A 4 版 1 ページまで
(5) 業務工程表及び業務実施体制	履行期間中における業務別のスケジュール、業務の実施体制、担当者の類似業務に関する経歴	A 4 版 1 ページまで
(6) 参考見積	業務全体について、上記 6 に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A 4 版 1 ページまで

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」の「広告業」の入札参加資格者に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。
- (7) 国又は地方公共団体が発注した、広報や利用啓発に係る役務を元請として履行した実績があること。

9 提案方法等

- (1) 提出書類

【正本】 1 部

ア 参加意向申出書（様式第 1 号）

（添付書類）

(ア) 同種業務等実績書（様式第 2 号）

上記 8－(7)に係る業務の実績を記載

(イ) 業務の実施を証明する書類

上記(ア)に記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提案者が必要と判断した書類）

(ウ) 競争入札参加資格認定通知書の写し

イ 企画提案書（様式自由）

用紙サイズは、A 4 版とし両面印刷とする。企画提案書のページ数は、上記 7 を参照すること。ただし、下記 11 に示す二次審査におけるプレゼンテーションの際に、記載内容の全てを説明できる程度のものとする。

【副本】10 部

上記イの企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は送付により、下記 13 の担当に提出すること。

(3) 提出期限

令和 7 年 4 月 4 日(金)15 時 00 分必着とする。なお、送付の場合は特定記録による送付とし、提出期限日の前日必着とする。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で利用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で利用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及びその責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす 1 事業者当たり 1 件とする。

- イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書等の返却はしない。
- エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和7年3月27日（木）12時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第3号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記13の担当まで電子メールまたはFAXにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員及び外部委員からなる「令和7年度北海道新幹線啓発活動業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」という。）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提案書類による書類審査を行う。

(ア) 上記6の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。参考見積の提出が無い提案も同様とする。

(イ) 一次審査通過の企画提案は3件までとする。なお、参加者が3者以下の場合は、一次審査を省略する。

(ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

(ア) 出席者は1件当たり3名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当者とする。

(イ) プレゼンテーションは、35分程度（説明15分以内・質疑20分程度）とする。

(ウ) 説明については、提出済みの書類について行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。説明内容が企画提案書から逸脱する場合には減点とする。

(エ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール（予定）

一次審査 令和7年4月14日（月）

二次審査 令和7年4月21日（月）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては、委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記 12 に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の 6 割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とししない。

なお、一次審査または二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目(2)・(3)・(4)の合計点数が高い順に審査通過者または契約候補者とする。さらに、当該項目においても同点の場合は、くじ引きにより審査通過者または契約候補者を決定する。

〔審査基準〕

審査項目	審査基準	配点
(1) 業務の実施方針及びフロー	・当該業務に対する考え方や取組方針等について、業務の目的・内容を十分に理解したものであるか。	15
(2) 北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の早期札幌開業に向けた P R	・幅広い層に対して主体的に P R できる企画内容となっているか。 ・市民の機運醸成が十分になされる企画内容になっているか。 ・委託期間を通して切れ目のない取組となっているか。 ・先駆性や斬新さ、創意工夫はあるか。 ・媒体を効果的に活用した P R となっているか。 ・取組の効果測定について、目標設定、測定方法は適切か。	40
(3) 工事情報の発信	・北海道新幹線建設工事情報をわかりやすく伝える取組となっているか。	10
(4) P R にて使用する媒体の制作	・北海道新幹線の魅力を効果的に発信できる媒体であるか。 ・(2)の各場面において効果的に活用できる提案となっているか。	20
(5) 業務工程表及び業務実施体制	・スケジュールについて、妥当かつ具体的なものであるか。 ・業務実施体制について、妥当であり、専門性が高い担当者を配置したものであるか。	15
合 計		100

(4) 二次審査結果の通知

審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

(5) その他

参加者が 1 者の場合であっても、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性格上、当該契約にあたり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

また、この契約は、令和7年度当初予算が札幌市議会において議決され、当該役務契約締結に必要な予算が確保されることを条件とする。令和7年度当初予算の議決がされないときなど、この契約締結に必要な予算が確保されない場合は、契約は成立せず、札幌市は相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

13 担当

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

電話：011-211-2492 F A X：011-218-5114

E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp